

令和6年度天童市スポーツ協会 育成強化事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天童市におけるスポーツの振興と競技力の向上を図るため、育成・強化を積極的に推進している団体を指定し、組織強化の支援に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における団体とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 天童市スポーツ協会加盟団体
- (2) その他天童市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

(育成強化団体の指定)

第3条 会長は、人材の充実を図り組織強化と選手育成・強化を積極的に推進している団体に対し、次のとおり指定する。

- (1) 育成強化指定団体（以下「指定団体」という。）
- 2 指定団体の認定を受けることができるのは、別表第1に定めた基準を満たした団体とする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。

(指定団体の認定)

第4条 別表第1の基準を満たし、認定を受けようとする団体は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 指定団体認定申請書（別記第1号様式）
- (2) 指定団体誓約書（別記第2号様式）
- (3) 別表第1に定める基準を満たしたことが確認できる証拠書類
- (4) その他会長が必要と認める書類
 - ア 団体の組織強化策（様式：任意）
構成員の拡充、人材の育成、資質の向上の推進
 - イ 選手育成・強化の推進策（様式：任意）
優秀な選手の育成競技水準の向上

(指定団体の決定)

第5条 指定団体の決定は、会長が行い、結果については決定通知書（別記第3号様式）を以って通知する。

(指定の期間)

第6条 指定団体の育成強化指定の期間は、決定通知書を通知した日から、通知日の属する年度の3月31日までとする。ただし、育成強化事業の対象期間は、当協会の理事会開催日の翌日から適用する。

(育成強化費の交付)

第7条 会長は、指定団体に対して育成強化費を交付することができる。

- 2 前項に定める育成強化費の交付額は、別表第2のとおりとする。

(育成強化費の交付申請)

第8条 育成強化費の交付を受けようとする指定団体は、以下の書類を添えて、会長に対し、交付申請を行う。

- (1) 育成強化費交付申請書（別記第4号様式）
- (2) 育成強化事業計画書（団体）（別記第5号様式）
- (3) 育成強化事業収支予算書（別記第6号様式）

(対象経費)

第 9 条 育成強化費の交付に係る対象経費は、次の各号に該当するものとする。各経費の内容については、別表第 3 のとおりとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 備品購入費
- (7) 指導者養成費

(実績報告)

第 10 条 指定団体は、事業完了の翌日から起算して 1 か月以内に以下の書類を添えて、会長に対し実績報告を行わなければならない。

- (1) 育成強化事業実績報告書（別記第 7 号様式）
- (2) 育成強化事業収支決算書（別記第 8 号様式）

(指定の取り消し)

第 11 条 会長は、指定団体が育成強化指定の期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、その指定を取り消すとともに、育成強化費の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 該当団体の責により、競技活動を中止したとき。
- (2) 第 4 条に定められた条件を満たさなくなったとき。
- (3) 誓約書の内容に反したとき。
- (4) 各種申請書類及び報告書類に虚偽の記載があったとき。

(市との協議)

第 12 条 本規定によりがたい場合は、天童市と協議する。

附 則

本要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	認定基準
育成強化指定団体	<ul style="list-style-type: none">・市スポーツ推進計画に基づき、スポーツの振興と競技力向上を目指すための基本理念や具体的な目標を掲げる団体・人材資源の充実を図りながら組織強化と指導者及び選手の育成・強化に関する具体的な計画を作成し、将来に向けた基盤づくり強化を積極的に推進する団体

別表第 2（第 7 条関係）

区 分	育成強化費用交付額
育成強化指定団体	事業経費の 2 分の 1 とし、最大 200,000 円

別表第3（第9条関係）

項目	対象経費	実績報告に必要な添付書類
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師謝金 ・スタッフ（補助員）謝金 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の交通費、宿泊費 ・選手役員の交通費、宿泊費 ・指導者研修会等交通費、宿泊費 ※明確な人数・日数・費用を記載	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関、宿泊施設などの領収書 ・大会、遠征、合宿、指導者研修会（講習会）などの詳細がわかる資料（開催要項など）
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・強化練習に必要な消耗品 医薬品、スポーツ用品、テキスト、飲料水、栄養補助食品など ・印刷製本費 強化練習に必要な資料印刷代 ・食糧費 講師等と競技団体役員の食事代 ※懇親会費は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書 数量、単価など内容がわかる明細を添付する
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費 強化事業案内の切手代 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書 数量、単価など内容がわかる明細を添付する
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料及び賃借料 強化練習会会場使用料 (付属設備・照明料・暖房料を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書 使用日時、内容などがわかる明細を添付する
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・強化練習に必要な 30,000 円を超える物品 トレーニング機器、器具類、用具類 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書 内容などがわかる明細を添付する
指導者養成費	<ul style="list-style-type: none"> ・養成講習会受講料 ・研修会参加料 ・新規資格取得料 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書 ・受講等修了証 ・資格取得が確認できる書類

項目	内容	備考
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・内部講師への謝金 ・自主催大会運営費に係る経費 (謝金、消耗品等) ・審判資格取得に係る経費 ・既資格更新に係る経費 ・昇段、昇級に係る経費 ・指導者養成費の教職員への運用 ・公費の重複受給 	